

破産手続開始決定のお知らせ

債権者各位

破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外3社
破産管財人 弁護士 内田 実

株式会社ケフィア事業振興会外3社（以下、「当社ら」といいます。）は、平成30年9月3日午前9時45分、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました（事件番号 平成30年（フ）第6361号～第6364号）。

今後は、裁判所の監督の下、破産管財人において当社らの資産を換価・回収し、負債の調査を行います。その結果については債権者集会にて報告をさせていただく予定ですが、可能な範囲でホームページ（<http://www.kefir.jp/>）でも開示することを検討しています。

資産および負債の調査が進み配当の目途が立った場合には、後日、皆様に破産債権届出書をお送り致しますので、債権の届出をお願い致します。それまでに特段の手続を取られなくとも不利益を受けることはありませんので、ご安心ください。

本件は債権者数が非常に多く、個別のお問い合わせに対応することが困難な状況にあります。ついては、本件に関するお問い合わせは全て下記の破産管財人室までご連絡くださるようお願い致します。他の連絡先にご連絡いただいても本件については対応しかねること、また、限られた人員・回線に対応させていただいておりお電話がつながりにくい場合があることをご理解いただくようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

株式会社ケフィア事業振興会外3社 破産管財人室

電 話： 03-5577-5808

受付時間： 月～金（祝祭日を除く） 10時00分～17時00分

以上